

## 八戸市被災者定着促進事業 賃貸住宅定住補助金 申請手続きの流れ

### ご注意ください！

- ① 申請書類への押印は、すべて同じ印鑑をお使いください。認印で構いません。銀行の届出印でなくても構いません。
- ② 申請受付から補助金振込までにかかる時間は目安です。迅速な手続きを心がけておりますが、申請が多数重なった場合など、よりお時間をいただくこともございますので、あらかじめご了承ください。
- ③ この補助金は、賃貸住宅に少なくとも1年以上定住する被災者の方を対象としています。特別な理由なく入居後1年経たずに退去されるなど、定住ではなかったと判断される場合は、補助金を返還いただくこともございますので、ご注意ください。

### 手続き① 交付申請

賃貸契約書を取り交わした後（公営住宅入居の場合は入居許可書を受け取った後）に申請できます。

**受付期間** 令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木)

**必要書類**（下線付きの書類は建築住宅課で配布しています。）

- ① 交付申請書（第1号様式） ←要押印
- ② り災証明書の写し（お手元に無い場合は、住民税課で再発行してもらえます。）
- ③ 賃貸契約書（公営住宅入居の場合は入居許可書）の写し
- ④ 被災住宅の滅失が確認できる書類の写し（\*1）
- ⑤ 口座振替受領申出（変更届出）票 ←要押印
- ⑥ 補助金を受け取る口座の預金通帳等の写し（口座番号と名義人が確認できる部分）
- ⑦ 委任状（申請者以外の方が書類をお持ちになる場合） ←要押印

※他にも必要な書類がある場合があります。

\*1 青森地方法務局八戸支局で発行する閉鎖事項証明書や、八戸市役所資産税課で発行する資産証明書などが考えられます。申請者によっては不要な場合もあります（借家で被災し自分の意志で解体できない場合など）。

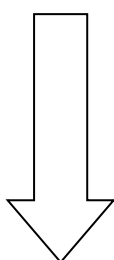
八戸市で交付申請書類を審査の上、交付または不交付を決定し、その旨を書面（交付決定通知書（第2号様式）または不交付決定通知書（第3号様式））で通知します。（通常、1週間程度かかります。）

交付決定通知書がお手元に届いた場合は、手続き②に進めます。

↓裏面へ続く

↓表面から続く

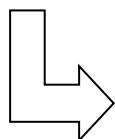
<b>手続き② 定住完了報告</b>	<p>交付決定通知書を受け取り、引越しが完了し、住民票を移した後に提出できます。</p> <p><b>受付期間</b>：令和4年3月31日(木)まで</p> <p><b>必要書類</b>（下線付きの書類は建築住宅課で配布しています。）</p> <p>①<u>定住完了報告書（第4号様式）</u> ←要押印</p> <p>②<u>住民票の写し（転居者全員の引越し後の住所が記載されたもの）</u></p> <p>※他にも必要な書類がある場合があります。</p>
------------------------	---



八戸市で定住完了報告書を審査の上、補助金額を確定し、その旨を書面（確定通知書（第5号様式））で通知します。（通常、1週間程度かかります。）

確定通知書がお手元に届いた後、手続き③に進めます。

<b>手続き③ 請求書の提出</b>	<p>確定通知書を受け取った後に提出できます。</p> <p><b>受付期間</b>：確定通知書を受け取ってから14日以内</p> <p><b>必要書類</b>（下線付きの書類は建築住宅課で配布しています。）</p> <p>①<u>請求書（第6号様式）</u> ←要押印</p> <p>②<u>口座振替受領申出（変更届出）票</u>（*2） ←要押印</p> <p>※他にも必要な書類がある場合があります。</p> <p>*2 手続き①の時点で既に転居完了していた方は、提出不要です。</p>
------------------------	--



以上で手続きは終了となります。

通常、請求書を受理してから2週間程度（交付申請から数えて1か月程度）で指定の口座に振り込みとなります。